

平成 14 年 1 月 25 日

各 位

会社名 日立電線株式会社
代表者 取締役社長 原 精二
(コード番号 5812 東証・大証 1 部)
問合せ先 人事総務本部 総務部長
鈴村 慎一郎
(TEL 03 - 5252 - 3261)

自己株式の市場買付に関するお知らせ

当社は、平成 13 年 12 月 25 日開催の取締役会において、「商法等の一部を改正する等の法律(平成 13 年法律第 79 号)」附則第 3 条第 4 項の適用による旧「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成 9 年法律第 55 号)」(以下「消却特例法」といいます。)第 3 条の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、この決議に基づき下記のとおり市場買付を実施しましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| (1) 買付期間 | 平成 13 年 12 月 26 日から
平成 14 年 1 月 25 日まで |
| (2) 買付株式数 | 1,081,000 株 |
| (3) 買付総額 | 562,632,000 円 |
| (4) 買付方法 | 東京証券取引所における買付 |

(ご参考 1) 取締役会(平成 13 年 12 月 25 日)での授権内容

- | | |
|-------------|----------------|
| ・取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・取得する株式の総数 | 200 万株を上限とします。 |
| ・株式の取得価額の総額 | 12 億円を上限とします。 |

(ご参考 2)

- | | |
|---|--------------|
| ・消却特例法第 3 条の規定に基づき、当社の定款に定めた「買い受けて消却することができる自己の普通株式の総数」 | 37,000,000 株 |
| ・上記の事項を定款上に定めた日(平成 10 年 6 月 26 日)からこれまでに取得した自己の普通株式の総数 | 4,069,000 株 |

なお、発表後 12 時間が経過する時点(2002 年 1 月 26 日午前 5 時)までに本件発表内容をご覧になられた方は、証券取引法第 166 条および同法施行令第 30 条の規定により、インサイダー取引規制に関する会社関係者または第一次情報受領者として、当社株式等の売買について証券取引法第 166 条に基づく規制を受けることとなりますので、十分ご注意ください。

以 上